

令和8年度 第6次岡山県廃棄物処理計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領（技術提案実施公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月5日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 第6次岡山県廃棄物処理計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別添「第6次岡山県廃棄物処理計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 12,612,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 履行場所 岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所

2 参加資格に関する事項

技術提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「4 調査・研究」、小分類「1 調査・研究（社会経済分野）」かつ「2 調査・研究（自然科学分野）」であり、格付け区分が「A」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県環境文化部循環型社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話（086）226-7306 FAX（086）224-2271

電子メール：junkan@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式1）を、次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、岡山県環境文化循環型社会推進課ホームページからダウンロードできる。
（循環型社会推進課HP：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>）

(2) 技術提案参加資格確認申請書（様式1）の提出期間、場所、方法及び審査

- ① 提出期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ。
- ③ 提出方法 上記3宛てに電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。
- ④ 審査 技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(3) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

- ① 受付期間 令和8年3月5日（木）から令和8年3月12日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 方法 「仕様等に対する質問・回答書（様式2）」により、上記3宛てに電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。
- ③ 回答方法 回答は電子メールにより行う。なお、必要に応じて、内容を岡山県環境文化循環型社会推進課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>）に掲載する。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。
- ④ その他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書の提出及び審査

技術提案に参加する者は、次の書類を指定する部数提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月23日（月）の午後5時（**必着**）
- (2) 場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提出書類
 - ・技術提案書（様式3） 【正本1部＋副本4部（正本の写し）】
 - ・提案説明書（任意様式） 【正本1部＋副本4部（正本の写し）】
 - ・経費見積書（任意様式） 【正本1部＋副本4部（正本の写し）】※ 経費見積書には「発行責任者の氏名及び連絡先」と「担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。（押印省略可）
- (4) 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、(1)の提出期限までに必着のこと。）。加えて、提出する書類はPDF等のデータを上記3宛てに電子メールでも提出すること。
- (5) 審査 技術提案書（様式3）、提案説明書及び経費見積書に基づき、総合的に判断して契約の相手方を決定する。ただし、選定された技術提案につ

いては、委託契約締結に当たり、内容の一部を変更する場合がある。

7 契約の締結

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 技術提案に係る費用は、全て応募者負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので、留意すること。

8 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)の期限までに所定の技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6の(1)の提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 経費見積書が上記1の(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 審査経過については、公表しない。
- (3) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) この技術提案に基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。
- (5) 本件事業に係る予算が岡山県議会令和8年2月定例会において議決されなかった場合は事業の執行を中止する。